

| 議案番号 | 件 名 |
|-------|--|
| 提案課名 | 内 容 |
| 議案第5号 | 三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 税 務 課 | <p>【関係法令】 地方税法（昭和25年法律第226号）</p> <p>【改正趣旨】 個人市民税の非課税範囲の拡充、法人市民税法人税割の税率引下げ、軽自動車税環境性能割の創設等の地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人市民税における未婚の児童扶養手当受給者（単身児童扶養者）に対する非課税措置の新設（令和3年1月1日施行） 子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けている一定額以下の所得者に対する個人市民税を非課税とする措置を講ずるもの。 2 法人市民税法人税割の税率引き下げ（令和元年10月1日施行） 自治体間の財政力格差の縮小を図るための地方法人税（国税）の新設に伴い、法人市民税法人割の税率を引き下げるもの。 3 軽自動車税における環境性能割の新設（令和元年10月1日施行） 軽自動車税に「環境性能割」が新設されることに伴い、現行の軽自動車税は、「種別割」に名称を変更する。 また、燃費性能の優れた自動車の普及等を図るため、軽自動車の自動車取得税を廃止し、環境負荷軽減の度合いに応じて税率を設定する等の措置を講ずるもの。 4 その他所要の規定の整備等 |